

# “本人通知制度”知っていますか

住民票の写しや戸籍謄本等の  
不正取得による個人の権利侵害を防止します



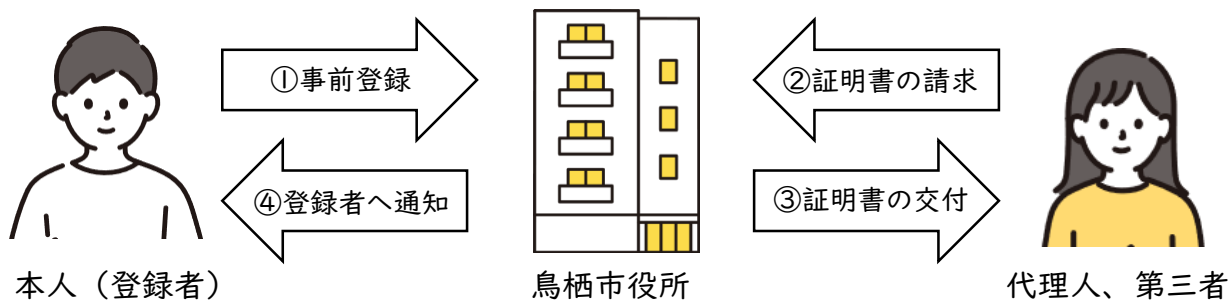
## 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本等を本人等の代理人や第三者（利害関係のある人）等に交付した場合に、本人にその事実を郵送でお知らせする制度です。この制度を利用するためには、市役所で事前に登録が必要です。

登録していただくことで、第三者等による不正請求や不正取得を抑止し、不正に取得した個人情報や結婚相手の身元調査やストーカー、詐欺等の犯罪に悪用するといった個人の権利侵害を防止することを目的としています。

### 【注意事項】

住民票の写しや戸籍謄本等は、第三者でも法律で定められた理由がある場合は取得できます。この制度は、第三者からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を登録した方に確認したりする制度ではありません。



「本人通知制度申し込み窓口」 お気軽に、ご相談ください。

鳥栖市 市民環境部 市民課 市民係

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地

☎(0942)85-3581

# 登録方法のご案内

## 【1】市役所で登録をします

### 【登録できる方】

- ① 鳥栖市に住民登録がある方（過去に鳥栖市に住民登録があった方を含む。）
- ② 鳥栖市に本籍がある方（過去に鳥栖市に本籍があった方を含む。）

### 【登録に必要なもの】

- ① 登録申込書 ⇒ 市民課窓口にあります。  
ホームページ (<http://www.city.tosu.lg.jp>) から  
ダウンロードできます。
- ② 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

### 【申し込み窓口】

◇鳥栖市 市民環境部 市民課 市民係

◇受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

## 【2】登録した方に通知が届きます

### 【通知の対象となる証明書】

- ① 住民票の写し、住民票記載事項証明書
- ② 戸籍附票の写し
- ③ 戸籍謄本及び抄本、戸籍記載事項証明書

### 【通知の対象となる請求】

- ① 本人等の委任状による代理人からの請求
  - ② 第三者からの請求
    - ・法律で定められた理由があり請求する場合
    - ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士等が業務遂行のために請求する場合
- ※債権回収や裁判などの請求理由により、通知の対象とならない場合があります。

### 【通知の内容】

- ① 証明書を交付した年月日
- ② 交付した証明書の種別及び通数
- ③ 交付請求者の区分（本人等の代理人、第三者）